



# 愛研技術通信

## 掲 示 板

### 愛知県建築物環境衛生管理研究集会で研究発表を行いました

平成27年2月5日(木)に行われた第29回愛知県建築物環境衛生管理研究集会で、弊社測定分析部の加藤良樹が「亜硝酸態窒素分析における塩化物イオンの影響について」の研究発表を行いました。

この研究は、厚生労働省の水質基準項目に追加された亜硝酸態窒素の分析において、試料に含まれる塩化物イオンの影響について検討し、高濃度の塩化物イオンを含む試料には紫外外部吸収検出器が有効などとの結果を得たものです。その要旨は弊社のホームページに掲載しておりますのでご参照ください。



## 法令・告示・通知・最新記事・その他

### ○「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）について（お知らせ）

（平成 27 年 1 月 30 日 環境省報道発表資料 抜粋）

中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会では、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」を取りまとめました。

本報告案について広く国民の皆様の御意見をお聴きするため、平成 27 年 1 月 30 日（金）から 3 月 2 日（月）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を実施いたします。

#### 1. 背景

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目であるトリクロロエチレンについては、新たな知見を踏まえ、平成 26 年 11 月に基準値の変更が行われました。このような状況を踏まえ、平成 26 年 12 月 8 日、環境大臣は中央環境審議会会長に対して、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直し」について諮問しました。

この諮問は、同審議会水環境部会に付議され、同部会に設置された排水規制等専門委員会において平成 26 年 12 月 16 日から検討を行い、今般、別添のとおり報告案をとりまとめましたので、本案について、広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施いたします。当専門委員会においては、頂いた御意見を考慮し、報告書を最終的に取りまとめる予定です。

#### 2. 意見提出

募集期間：平成 27 年 1 月 30 日（金）から 3 月 2 日（月）

提出方法：意見募集要項参照（省略）

### 別添：水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）（抜粋。下線は編集による）

#### 1. はじめに

（省略）

#### 2. 公共用水域への排水規制及び地下浸透規制等のあり方について

##### （1）水質汚濁防止法における排水基準の考え方

水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁の未然防止の観点から、有害物質及び生活環境項目の双方について、全公共用水域に排出される全ての特定事業場からの排出水に対して全国一律の排水基準を適用することとされている。このうち、有害物質については、原則として、人の健康の保護に関する環境基準値の 10 倍に設定されているが、これは排出水の水質は公共用水域に排出されると、そこを流れる河川水等により、排水口から合理的な距離を経た公共用水域において、通常少なくとも 10 倍程度に希釈されると想定されることに基づくものである。

##### （2）排水基準の設定について

有害物質の規制に係る排水基準についての従来の考え方を踏襲し、既規制項目で環境基準が強化されたトリクロロエチレンについても、新しい環境基準（0.01mg/L）の 10 倍値（0.1mg/L）を排水基準とすることが適当である。

##### （3）地下水浄化基準の設定について

地下水の水質の浄化措置命令（法第 14 条の 3）に関する浄化基準については、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されている地下水の環境基準とこれまで同じ値に設定されてきた。このことから、トリクロロエチレンについても従来の考え方を踏襲し、地下水環境基準と同じ値（0.01mg/L）とすることが適当である。

##### （4）特定事業場に係る地下浸透規制について

特定施設の設置等に係る届出に対する計画変更命令等（法第 8 条）、特定地下浸透水の浸透の制限（法第 12 条の 3）及び改善命令等（法第 13 条の 2）に関する「特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件」

は、環境大臣が定める検定方法（平成元年環告第39号）により特定地下浸透水の汚染状態を検定した場合において、検定方法の告示別表の備考の欄に掲げる値（以下「地下浸透基準値」という。）以上の有害物質が検出される場合とされている。

これまで地下浸透基準値は、日本工業規格に定める検定方法の定量範囲等を考慮し、地下水環境基準値の10分の1倍値又は検定方法の定量下限値に設定されてきた。トリクロロエチレンに係る検定方法については、(5)に示すように、従来の検定方法を用いることが適当であると考えられ、別紙に示す5つの検定方法の定量下限値のうち最大のものが0.002mg/Lであることから、トリクロロエチレンについても従来の考え方を踏襲し、当面、地下浸透基準値は現行（0.002mg/L）のまま据え置くことが適当である。

ただし、平成26年9月11日付け中央環境審議会答申「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）」（以下「平成26年9月答申」という。）を踏まえ、今後、地下浸透基準の設定方法の妥当性を検証する機会において、トリクロロエチレンの地下浸透基準値についても合わせて精査すべきである。

#### (5) 検定方法

排水基準や地下浸透基準等に係る検定方法については、汎用性の観点から、従来通りの方法によることが適当である。

### 3. 暫定排水基準について

暫定排水基準については、一般に、工場等における現在の排水対策や排水処理技術では排水基準に対応できない場合において、工場等の排水濃度実態や適用可能な排水処理技術等についての評価を的確に行うとともに、現時点において現実的に対応が可能な排水濃度のレベルとして業種ごとに定めることとされている。また、将来的な排水対策及び技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じその見直しを行うこととされている。今回の改正では、現在適用されている排水対策や排水処理技術によって、新しい排水基準の濃度レベルに対応が可能であることから、いずれの業種についても、暫定排水基準を設定しないことが適当である。

### 4. 留意事項

トリクロロエチレンについては、大気環境基準が設定されており、また、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき事業者の自主的な判断のもと排出又は飛散を抑制するための措置を講じなければならないとされた上で、一部の施設について指定物質抑制基準が定められている。このため、トリクロロエチレンに係る排水規制の施行に当たり、一般的な排水処理方法である揮散法を用いる場合には十分考慮すべきである。

また、地下浸透基準については、平成26年9月答申においても指摘したとおり、今後、従来の地下浸透基準の設定方法の妥当性について検証を行うべきである。



## 〇「1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案について」に対する意見の募集（パブリックコメント）について（お知らせ）

（平成27年1月30日 環境省報道発表資料 抜粋）

1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案について、広く国民の皆様の御意見をお聴きするため、平成27年1月30日（金）から3月2日（月）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を実施いたします。

### 1. 背景

1,4-ジオキサンについては、人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水における検出状況の推移等を踏まえ、平成21年11月30日、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環

境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目の追加が行われました。

これを受けて、環境基準の達成を図るため、1,4-ジオキサンに関する排水基準について検討がなされ、「0.5mg/L」とする一般排水基準が平成24年5月24日に施行されました。あわせて、この基準に直ちに対応することが困難な5業種については、3年間の期限（ポリエチレンテレフタレート製造業については2年間）で暫定排水基準が設定されました。

今般の改正は、現行の暫定排水基準（ポリエチレンテレフタレート製造業以外の4業種）が平成27年5月24日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される基準について定めるものです。

## 2. 改正内容

現在、暫定排水基準が設定されている4業種のうち、2業種については一般排水基準へ移行、残る2業種については暫定排水基準値を強化して延長（期限はそれぞれ平成30年5月24日まで）する予定です。（詳細は別添の「1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案について」を参照）

## 3. 意見提出

募集期間：平成27年1月30日（金）から3月2日（月）

提出方法：意見募集要項参照（省略）

### （別添）1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案について（抜粋）

#### 1. 背景

1,4-ジオキサンに係る排水基準については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年環境省令第15号。以下「改正排水省令」という。）で規定され、平成24年5月25日に施行された。この際、一般排水基準（0.5mg/L）に対応することが著しく困難と認められる業種その他の区分に属する特定事業場に対しては、経過措置として、改正排水省令の施行の日から3年間（平成27年5月24日まで）に限って適用する暫定的な排水基準が設定された（別紙参照（別紙を省略））。

#### 2. フォローアップ調査

（省略）

#### 3. 1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案

上記フォローアップをふまえると、エチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業については、平成27年5月24日までに一般排水基準を達成することが困難と考えられることから、排水実態及び導入可能な処理技術等の状況をふまえ、さらなる取組に必要な期間（3年間）、暫定排水基準値を強化して（10mg/L → 6mg/L）延長することが適当であると考えられる。

全体の1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案は、表1に示すとおりである。

表1 見直し案

業種	現行基準		見直し案	
	許容限度	適用期間	許容限度	適用期間
感光性樹脂製造業	200mg/L	3年間	一般排水基準(0.5mg/L) へ移行	—
エチレンオキサイド製造業	10mg/L	3年間	6mg/L	3年間
エチレングリコール製造業	10mg/L	3年間	6mg/L	3年間
ポリエチレンテレフタレート製造業	2mg/L	2年間	一般排水基準(0.5mg/L) へ移行済み	—
下水道業*	25mg/L	3年間	一般排水基準(0.5mg/L) へ移行	—

※感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。

## ○あいちエコアクションポータルサイト「エコリンクあいち」について

愛知県は、県民が日常生活の中で地球にやさしい身近な環境配慮行動に取り組めるよう、その実践のためのポータルサイトを順次整備してきました。このほど、その「エコリンクあいち」の全容が揃い記者発表がされましたので、あらましをご紹介します。

### あいちエコアクションポータルサイト「エコリンクあいち」の全てのページが完成しました！

(2015年1月29日 愛知県記者発表資料 抜粋)

愛知県では、昨年11月に開催された「ESD ユネスコ世界会議」を契機として、県民の皆様に、日常生活の中で地球にやさしい身近な環境配慮行動「エコアクション※」に取り組んでいただく運動を推進しています。

このたび、エコアクションを実践していただくためのポータルサイト「エコリンクあいち」(<http://aichi-eco.com>)の全てのページが完成しましたので、平成27年1月31日(土)から公開します。

本サイトでは、「あいちエコアクション広報部」に任命予定のOS☆Uがサイトの楽しみ方を解説するページや、環境問題などについて映像(漫画)でわかりやすく理解できる「入門ページ」、日常生活の中で行っただけ具体的なエコアクションの内容やその効果などを学べる「挑戦ページ」などを新たに公開します。

県民の皆様からの「エコリンクあいち」への多くのアクセス、投稿をお待ちしています。

みんなでエコアクションをはじめよう！つづけよう！つなげよう！

※エコアクションとは、日常生活の中で行う地球にやさしい身近な環境配慮行動

例：エアコンの適切な温度設定、こまめな消灯、ごみの分別、公共交通機関の利用、自然を守る行動、地産地消の消費行動など

## 1 サイトの趣旨・目的

現在の環境問題を解決するためには、県民の皆様一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、日常生活の中で行う地球にやさしい身近な環境配慮行動「エコアクション」に取り組むことが必要です。

「エコリンクあいち」は、県民の皆様一人ひとりが、エコアクションを気軽に実践していただくことをサポートするポータルサイトです。

## 2 サイトの構成

「エコリンクあいち」は、エコアクションを「はじめたい」、「つづけたい」、「つなげたい」方々に応じたウェブページで構成しています。また、本サイトは、スマートフォンにも対応しています。

### 【はじめたい】

エコアクションの第一歩は、自然とエコアクションを行える環境づくりです。

「エコリンクあいち」では、環境意識の底上げを行い、エコアクションをはじめよう！という意識づくりを行います。

### 【つづけたい】

エコアクションを行う上で最も大切なことは、一過性の行動ではなく、毎日つづけることです。

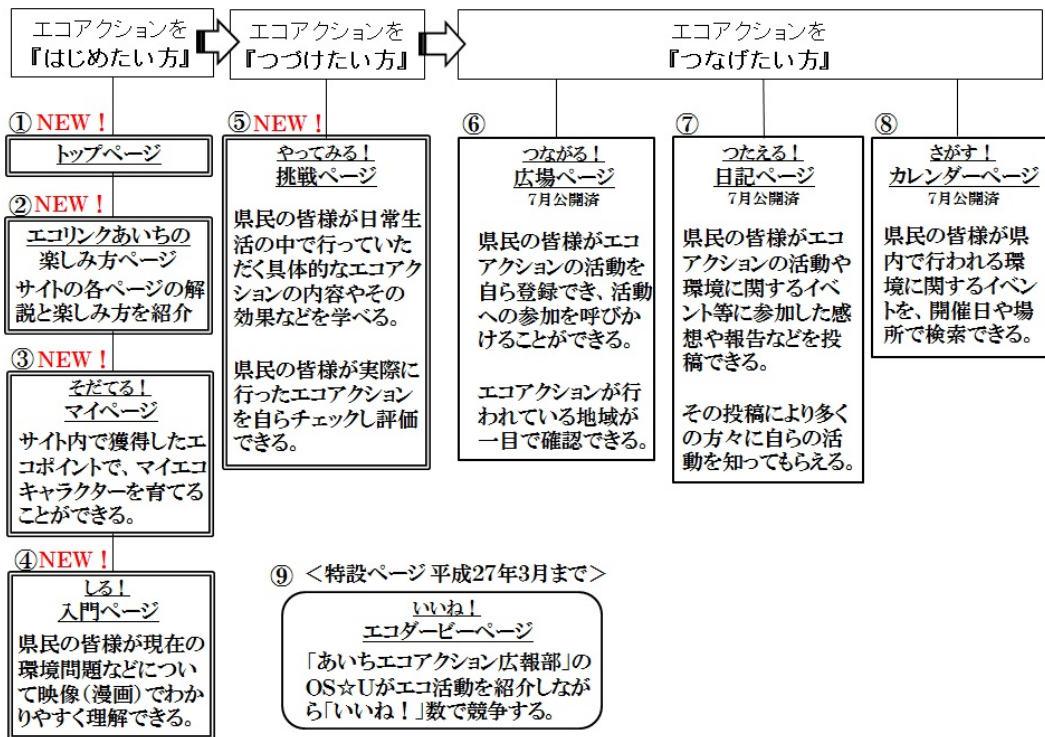
「エコリンクあいち」では、エコアクションをつづけたいと思えるコンテンツを提供します。

### 【つなげたい】

エコアクションは個々で行うよりも周りとの連携をとることで、より活性化します。

「エコリンクあいち」では、イベント情報や活動報告などつながる場を提供し、エコアクションはみんなであつなげ、広げていくものだと意識できるようにします。





### 3 各ページの詳細

#### ① トップページ【NEW!】

各地域を表示している六面体のオブジェが、挑戦ページと連動し、各地域でエコアクションが実践されている様子をリアルタイムで表示します。

#### ② エコリンクあいちの楽しみ方ページ【NEW!】

「あいちエコアクション広報部」に任命予定の名古屋大須のアイドル「OS☆U」メンバーの内、朝倉真琴さん、大野咲貴さん、美和明日香さん、星野麻里愛さん、渡辺友貴さんの5人が、あいちエコアクションイメージキャラクター「あいちエコ・フェアリーⅢ」と一緒に、本サイトの楽しみ方を解説します。

#### ③ マイページ【NEW!】

サイト内で使用するユーザー名などを登録し、IDを取得してマイページをつくります。

このページでは、ユーザーが行ったエコアクションにより獲得するエコポイントに応じて、マイキャラを育てることができます。エコポイントランキングやイベント・日記の投稿履歴、他のユーザーのエコアクション宣言も閲覧できます。

#### ④ 入門ページ【NEW!】

現在の環境問題、エコアクションの必要性などについて映像でわかりやすく説明します。

#### ⑤ 挑戦ページ【NEW!】

その日に実践するエコアクションを、家庭や街など日常生活のさまざまなシーンから選択し、実践できたら「できた!」ボタンを押すことで評価を行います。「できた!」ボタンを押すと、トップページにユーザー名とともに「できた!」が表示されます。

また、「できた!」を押すことで、マイページと連動して、エコポイントを貯めることができます。

#### ⑥ 広場ページ【既存ページ】

イベントの主催者は、エコに関するイベント情報などを投稿して、イベントへの参加を呼びかけることができます。

#### ⑦ 日記ページ【既存ページ】

皆様が実践したエコアクションや、エコイベントの開催・参加レポートを読むことができます。また、自分のレポートを投稿することもできます。

#### ⑧ カレンダーページ【既存ページ】

県内で行われるエコに関するイベントを、開催日や開催場所などから探すことができます。

## ⑨ エコダービーページ

あいちエコアクション広報部に任命予定のOS☆Uがエコ活動を日々紹介しながら、Facebookの「いいね！」数で競争しています。(平成27年3月まで開催)

この紹介により、様々なエコアクションを知ることができます。



## つれづれ水紀行

### 第17回 疋田舟川(ひきた・ふなかわ:福井県敦賀市)

日本海側の豊かな物資を大消費地の京都や大阪に運ぶことは近世を通じての大きな課題であり、いくつもの交易路が設けられていた。その中で、敦賀から京、大阪に至る経路は、本州がくびれて距離が短い上に舟運の盛んな琵琶湖を経るメリットもあって、主要な交易路の一つだった。さらに利便性を増すために琵琶湖を経て日本海側と太平洋側とを結ぶ運河の計画も考えられ(平清盛に始まり、戦後になってからも日本横断運河の構想があったことをご存知の方もおいでかと思う)、その一部として実際に江戸時代後期には敦賀から疋田まで水路(舟川)が開削されて川舟による物資の運搬が幕末まで行われていた。このあたりのこと、詳しくは省略するが、富山和子さんの「水の旅」をお読みいただくと興味深いと思う。

これまで訪れる機会なかった舟川の遺跡を見るため、野山に雪の残る冬の日、寒さをおして疋田に出かけた。疋田は江戸時代には日本海と京とを結ぶ交易の要衝として立派な宿場町だったそうだが、瀬戸内海を通じた西回りの航路が発展した影響で陸路による交易は次第にさびれ、国道8号線の脇にひっそりした街並みが残るばかりのようだ。

その宿場町の面影の残る細長い集落に沿って、かなり急勾配の水路がある。当時の川幅は九尺(約3m)で、現在は左岸側が道路に埋め立てられて狭くなっているが、右岸側には石積みと水面に降りる石段や洗い場などが残されている。集落の上手には往時の船溜りの場所を示す石碑もある。そこでは荷物の積み替えでにぎわったのであろう。



疋田舟川の石積み



再現された船溜り

このあたりは平地が次第に狭まり山間部に入る所で、水路は急流のため水深を深く取れず川底に桐木を敷設して船を滑らせながら人力で引き上げる工夫がなされていた。訪れてみるとやはり相当の急勾配で、荷物を積んだ船を引き上げるのは相当に大変だったと思う。さらに疋田から先を滋賀県側に向かうには深坂峠などで山地を越えねばならず、また琵琶湖と日本海との水位差もあり、船の通行できる水路を造るにはトンネルや多くの堰などが必要となり容易でないと伺われる。

明治以後は鉄道や道路の整備が進み舟運が物流の主役から退いて、日本横断運河も沙汰止みとなり、疋

田の舟川も歴史の中にひっそりと忘れられている。

地区の集会所に設けられた大きな窓には足田舟川の古びた資料が展示されているが閉館しており、通りがかった地元の方に聞くと、老朽化のため建て替えの予定とのこと。数年後の新たな展示に期待したい。

(参考読み物：富山和子：水の旅 (中公文庫))

(アクセス：北陸自動車道敦賀 I.C. から南へ約 15 分。JR 北陸本線新足田駅下車すぐ)

## 編集後記

地球温暖化に伴う異常気象も懸念されている折、昨年 10 月に打ち上げられた「ひまわり 8 号」が昨年末、赤道上空の高度約 3 万 6000 キロの静止軌道上から静止気象衛星として始めて地球のカラー画像を取得し、この 1 月末からは画像の配信も始まりました。その画像は一見灰色でオヤツと思いましたが、輝度を高めれば青色に見えるそうで、「青い地球」のイメージは変えなくていいようです。

世界最先端の観測能力を持つ機器を搭載し観測効率や解像度などが大幅に向上したことで、これまでより高い精度、より短い時間間隔で雲の動きを捉え、台風観測などに威力を発揮し黄砂や火山の噴煙などの監視でも活用される見込み。災害を大いに減らす助けとなるよう期待しましょう。

今号は、国の制度改正に向けた動きなどで盛りだくさんの内容となりました。

立春も過ぎましたが、2 月の 1 か月予報で気温が平年より低いと予想されており、しばらく寒さが続くと思われます。お体にお気を付けてください (A. F.)

## 業務のご案内

### 【水質調査】

工場排水、河川水、地下水、飲料水、水道水、プール水 等

### 【土壌】

地歴調査、土壌汚染状況調査、底質調査、溶出・含有試験 等

### 【大気・空気調査】

排ガス調査 (施設排出ガス・ばい煙調査)、臭気・悪臭分析 等

### 【作業環境測定】

特定化学物質、粉じん、有機溶剤、金属、放射線、騒音、石綿 等

### 【騒音・振動測定】

騒音レベル、振動加速度レベル、工場騒音、建設騒音、交通騒音 等

### 【建物環境調査】

建材中石綿含有量、気中石綿濃度、シックハウス調査、遮音性能調査 等

### 【細菌・毒性試験】

微生物検査、動物実験 等

### 【ダイオキシン類分析】

大気、水質、底質、土壌等のダイオキシン類濃度 等

### 【環境負荷物質調査】

RoHS/ELV指令対応

その他各種測定・分析・調査 お気軽にお問い合わせ下さい。



株式会社 愛 研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本 社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749